

国保

「国民健康保険証」一斉更新の時期です
10月からは新しい保険証の提示を

町住民福祉課 住民国保年金係 ☎(255)6820

国民健康保険証の更新を行います。9月下旬に新しい保険証をお送りしますので、10月1日以降は新しい保険証を使用してください。

現在お持ちの国民健康保険証の有効期限は9月30日です。新しい保険証が届きましたら、記載事項を確認ください。

新しい保険証の色

- ◎一般国保の方：うぐいす色→藤色
◎退職国保の方：オレンジ色→黄色
にそれぞれ変わります。

古い保険証の取り扱い

現在の保険証は、9月30日を過ぎたら、各自で必ず処分してください。

健康保険の異動があったとき

◎職場の健康保険に加入したときは、14日以内に役場に国保の保険証を返却してください。その際、職場の健康保険の保険証か、職場で発行された、加入したことを証明する書類をお持ちください。

◎職場の健康保険をやめたときは、14日以内に役場で国保の保険証の交付を受けてください。その際、職場で発行された、離職を証明する書類をお持ちください。

訓練

国家規模の緊急情報をお知らせする訓練です
全国瞬時警報システム全国一斉放送試験

町総務課 庶務係 ☎(255)3143

全国瞬時警報システム(Jアラート)で、9月11日(金)に全国一斉自動放送試験が実施されます。

信濃町では、オフトークと屋外スピーカーから試験放送が流れます。ご理解とご協力をお願いします。

試験実施日

9月11日(金)
試験実施時間
1回目：11時～2回目：11時30分

検診

早期発見で重症化を防ぐ
各種検診のお申込みはお済みですか？

町住民福祉課 保健予防係 ☎(255)3112

町では、次の内容で検診を実施します。まだお申込み可能ですので、年に1度の町の検診を、健康づくりに活用ください。

子宮がん検診

- 対象者 20歳以上の女性で、生年が西暦で奇数年の方
■受診料 1,000円
■検査内容 子宮頸部細胞診
■日程
9月2日(月) 総合会館
9月17日(火) 総合会館
10月4日(金) 総合体育館

検査機関

町住民福祉課 保健予防係 ☎(255)3112

特定健診(信越病院)

- 対象者 40～74歳の国保加入者
■実施場所 信越病院
■実施日程 1月24日(金)
(毎週月・水・金曜日)
■料金 1,000円
■受診方法
電話で予約が必要です。当日は問診票のほか、保険証、「特定健診受診券」を必ずご持参ください。



乳がん検診

- 対象者 40歳以上の女性で、生年が西暦で奇数年の方
■受診料と検査内容
◎40～49歳 マンモグラフィ12方向+視触診/2,000円
◎50歳以上 マンモグラフィ1方向+視触診/1,500円

日程と時間

平成26年3月14日までの(月)～(金)
8時30分～10時30分(完全予約制)
検査機関 信越病院(要予約)
★10月20日は「日曜検診」を行います(詳しくは本誌P27)

【特定健診・乳がん検診の予約】
町信越病院 ☎(255)3100

広告

地元企業の皆様のPRにご活用ください
ホームページへの有料バナー広告募集

町総務課 まちづくり企画係 ☎(255)5920

地域産業の振興と財源確保対策の一つとして、町ホームページに掲載する事業者のみなさまからの有料広告を募集します。

- 掲載場所 信濃町ホームページのトップページ下側
■掲載料金 1か月2,000円
(町外事業者は3,000円)

募集締切

9月11日(金)
具体的な掲載スペース、掲載基準などの詳細については、信濃町ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

- 掲載期間 平成25年10月～12月(最長で平成26年3月まで延長可)

相談

子どもの発達や障害にお悩みの方はご相談ください
「巡回児童相談」開催のお知らせ

町住民福祉課 福祉・男女共同参画係 ☎(255)1179

長野県中央児童相談所職員が管轄地域へ出張し、主に児童の発達や障害に関わる相談に応じます。

長野市内にある長野中央児童相談所まで出掛けられない方も、身近な場所(信濃町役場)で行われますので、この機会にご相談ください。

- 日時 10月16日(金) 10時～16時
■場所 役場 第6会議室

■相談担当者 児童心理司(相談内容によっては児童福祉司が同席します)

申込方法

◎相談は原則予約制となります。◎相談をご希望の方は、9月30日(木)までに、住民福祉課福祉・男女共同参画係まで連絡をお願いします。相談時間などについては、希望者の人数により調整させていただきます。

軽自

公道を走らないからと申告を忘れていませんか？
乗用型の田植え機をお持ちの方へ

町総務課 税務係 ☎(255)5921

乗用型で最高速度35km未満の田植え機等は、軽自動車税の課税対象となります。

該当となる田植え機等を所有されている方は、申告を忘れないでください。

申告が必要なものは、申告をしていただきナンバープレート(標識)の交付を受けてください。

- 申告窓口 役場総務課 税務係
■申告に必要なもの 印鑑/車名/車台番号がわかるものを持参してください。

- 税額 1,600円

Table with 2 columns: 農耕作業用小型特殊自動車 (車種) and 要件. Rows include Tractor, Con, Agricultural machinery, and Dispersed vehicles.

よくあるご質問 Q 公道を走らない場合も申告が必要ですか？
A 軽自動車は所有していることにより課税となるので、申告が必要です。

回収

年に1回の回収です
粗大ごみの回収を行います

町住民福祉課 環境係 ☎(255)5924

今年度も、処分場への直接搬入ができない方を対象に、ご家庭まで粗大ごみの回収に伺いますので、期間内にお申込みください。

- 回収日 9月10日(金)※時間の指定はできません
■申込期間 9月2日(日)～6日(金)

- 申込先 住民福祉課環境係
■料金 1個あたり1,000円

■注意事項 家電リサイクル法対象品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷庫庫、衣類乾燥機、エアコン)など、回収できない物もありますので、お申込み時に確認をお願いします。